

# 令和5年度 大分県最低賃金審議会専門部会

- 1 日時 令和5年8月1日（火）午後3時00分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）  
公益代表：井田 雅貴、田中 朋子、松隈 久昭  
労働者代表：稲福 史、鹿嶋 秀和、藤本 雅史  
使用者代表：大塚 浩、神 昭雄、藤野 久信
- 4 事務局  
大分労働局：斉藤 労働基準部長、金田 賃金室長  
田口 賃金室長補佐
- 5 議題  
(1) 金額審議  
(2) その他

## 6 議事録

賃金室長

委員の皆様には、本審に引き続きの審議になりますが、よろしく御願  
いいたします。

本専門部会は、全員が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第  
2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告  
いたします。

議事に入ります前に2点ございます。

1点目は、大分県及び県内の市町村議会から本審議会又は労働局あて  
に提出された意見書についてでございます。当該意見書は、関係労使以  
外から提出された意見書でございますので、その写しを回覧させていた  
だきます。同じものをそれぞれ公労使の皆様にも回覧させていただきます

ので適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村議会から提出の意見書の内容につきましては、同一趣旨のものでございます。

2点目は中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージでございます。このメッセージは、本年4月6日に取りまとめられました目安制度の在り方に関する全体協議会報告についての説明となっております。本審議会におきましても、7月4日の本審で事務局から説明をさせていただいたものでございますが、その重要性にかんがみ、全国の地方審議会において中央審議会会長からのビデオメッセージの放映となったものでございます。

10分ほどの内容となっておりますので、これからご覧いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

#### 【中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ放映】

以上でございます。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしくお願い申し上げます。

#### 部 会 長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

まず初めに、前回7月27日の専門部会で金額審議の公開の取扱いについて審議しましたが、九州・沖縄各県の公開状況についても確認した上で決めることとしていました。事務局からその状況について報告をお願いします。

#### 賃金室長

大分以外の九州・沖縄7県に金額審議の公開の取扱いの確認を行ったところ、取扱いが確定していないところもありましたが、4県は、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とし、公労会議、公使会議の2者会議については非公開とする。3県はすべて非公開とする

という状況でした。

部 会 長

ただ今の事務局からの説明のとおり、7県中4県がそのような状況です。当部会の金額審議における公開の取扱いについては、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とする。公労会議、公使会議の2者会議については、運営規程第6条の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等を適用し、非公開とする。」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

それでは、そのように運営することで決定させていただきます。

部 会 長

それでは本日の議題に沿った審議に入ります。まず議題1の「賃金実態調査結果報告等各種資料説明について」に入ることとします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局から「賃金実態調査結果報告」等について説明】

部 会 長

ただ今の、事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。

【質疑なし】

部 会 長

次に、議題2「金額審議」に入ります。

金額審議は例年、まず初めに、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方を、労使各側にお伺いし、その後、公労、公使に分かれて協議し、それを公益が調整するという形で進めています。本年度も同様の進め方としてよろしいかどうか、各委員にご意見を

伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【意見なし】

部 会 長

それでは、その形で金額審議を進めていくこととします。

では、まず、本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方について、労使各側から説明をお願いしたいと思います。

まず、労働側委員からよろしいでしょうか。

藤本委員

日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素です最低賃金の引き上げが必要です。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきです。

2022年度改定の結果、過去最大の全国加重平均31円の引き上げが行われ、同961円となり、「全国平均1,000円」への到達が近づきつつありますが、連合が掲げるのは「誰もが時給1,000円」への到達です。加えて、至近の物価上昇などを考慮し昨年末簡易改定した2022連合リビングウェイジによれば、すべての都道府県で単身者が生活するには時給990円以上が必要であるとの試算結果が得られています。このことからすれば、2023年度は「全国平均1,000円」は確実に到達した上で、更なる引き上げを求めていく必要があります。

われわれ組織労働者は、2023春季生活闘争において月例賃金の引き上げにこだわり、「賃上げ」の流れの継続・定着を意識した取り組みを行った結果、現時点、ほぼ30年ぶりとなる水準の賃上げを実現することが出来ています。とりわけ、連合大分「2023春季生活闘争」第3回回答集計結果では、コロナ禍の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻や燃料・資材価格の高騰等があったなか、昨年実績を大きく上回る結果となっています。

一方、多くの未組織労働者には労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができません。組織労働者が労使交渉を通じて獲得した労働条件を法定最低賃金の引き上げにつなげ、結果的

に未組織労働者の労働条件向上へ波及させていくことは、われわれ組織労働者に課せられた社会的責務です。

昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼしており、特に切り詰めることができない「基礎的支出項目」の伸びは、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫しています。実質賃金が増加しなければ働く者の生活は苦しくなるばかりであり、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要です。

昨年度の審議で大分県の最低賃金は854円となりましたが、政労使で当面の目標としていた「早期に全国最低800円、2020年には全国平均1,000円」からすると不十分と言わざるを得ません。

854円では年間2,000時間働いても年収170万円程度と、いわゆるワーキングプア水準であり、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。まずは生存権確保の観点から最低限可能な賃金水準を担保すべきであり、「誰もが時給1,000円」を実現したうえで、大分県における最低限生活可能な賃金水準（昨年未簡易改定した連合リビングウェイジ）1,020円を参考にすべきです。

同時に、大分県としてのあるべき水準の観点では、全国規模のデータです「賃金改定状況調査」の第4表にこだわることなく、大分県の高卒初任給やハローワーク求人の募集時の時給等、大分県としての労働市場の賃金の絶対水準を参考にすべきです。

また、福岡を除く九州各県と上位ランクの都道府県との地域間格差は依然として大きいものがあります。

深刻な人手不足の中で地方部から都市部への労働力人口の流出といった観点において、隣接する福岡県900円とは依然として46円の差額が生じていることは極めて重要な課題と認識しており、この状況を是正しなければ、県内経済を支える中小・地場企業の事業継続・発展は、新型コロナウイルス感染症終息後においても厳しさが増すと言っても過言ではありません。

加えて、中小・地場企業の賃上げ実現に向けては、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁に向けた取り組みをサプライチェーン全体で定着させていく必要があります。

いずれにしても、大分県内の組織労働者の春季交渉の結果、2016年以

降は中小と大手の格差が縮小しており、これを大分県内の未組織労働者に反映することが強く求められています。

したがって、本年度についても、あるべき水準への到達に向けて、大分県としての自主性発揮と九州全体の底上げをリードする観点においても、極めて重要な審議になると考えます。

## 部 会 長

次に、使用者側委員よろしいでしょうか。

## 藤野委員

中小企業を取り巻く状況として、新型コロナウイルスからの回復が期待されているが、エネルギー資源や原材料価格高騰による物価高や円安傾向なども加わり、経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

中小企業庁の中小企業景況調査の大分県分によると、中小企業の業況判断D Iは1～3月期がマイナス19.9、4～6月期はマイナス18.2とマイナス圏で推移しています。

また、日銀大分支店が発表した『企業短期経済観測調査』の6月調査分では業況判断D Iは、全産業で前回の3月調査から3ポイント上がってプラス20となり、5期連続で改善しています。

一方、仕入価格判断D Iでは、製造業がプラス51、非製造業がプラス52、全産業ではプラス51と依然として高くなっており、次回9月も全産業でプラス46と予測し、今後も燃料価格や原材料費高騰の影響が続くとの見方が強くなっています。雇用人員判断D Iでは、全産業でマイナス29であり、次回9月も全産業でマイナス27と予測し、人手不足感が強くなっています。

今年の春季労使交渉では中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引き上げを実施していますが、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば防衛的賃上げを行った企業が一定程度存在していることも考慮する必要があります。

改定審議における基本的な考え方として、昨年の最低賃金は、より早期に全国加重平均1,000円以上を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した目安額を参考に改定審議を行った

結果、32 円、3.89%の過去最大の引上げとなりました。その結果、影響率は19.0%となり、その言葉どおり中小企業に与える影響が増大しました。地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法です。最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠です。

今年度の審議において、足元の物価上昇や春季労使交渉における賃金引上げ状況及び人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解できます。最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた労働者の生計費、労働者の賃金、通常の仕事の賃金支払能力の3要素を考慮する必要があります。特にエネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえると、通常の仕事の賃金支払能力を最も重視したいと思います。

その上で、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきと考えます。

以上です。

## 部 会 長

ただ今、労使双方より本年度の大分県最低賃金改正に対する基本的な考え方について説明がありました。

説明内容につきまして何かありませんか。

公益委員もありませんか。

【意見なし】

それでは、ここからは、労使委員双方からの基本的な考えを踏まえつつ公労会議、公使会議に入ることとしたいと思いますがよろしいですか。

【意見なし】

## 部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入ることとします。

事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の雇用環境・均等室奥の委員会室を、使用者側委員の皆様は、3階職業安定部の会議室を控室として用意しています。

事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

部会長

それでは、公労会議、公使会議に入る前に、それぞれ検討いただく時間が必要かと思いますが、時間はどのくらい必要ですか。

労側はどのくらい必要ですか。

労働者代表委員

10分です。

部会長

使側はどれくらい必要ですか。

使用者代表委員

10分です。

部会長

了解しました。それでは公労会議、公使会議に入りたいと思います。まずは、公労会議からさせていただきたいと思いますが、

15時40分から始めたいと思います。

労側には、協議開始時刻の少し前に事務局が呼びに行きますのでよろしく願いします。

それでは、それぞれ控室でご検討をお願いします。

部 会 長

それでは、これから、公労会議に入ります。傍聴人・報道関係者の方は、傍聴できませんので退出をお願いします。

当ビル1階のロビーでお待ちください。公労・公使会議が終了し全体会議を再開する際に、事務局から1階ロビーにお声かけに行きます。

部 会 長

それでは公労会議を始めます。

(二者会議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行ったところ、  
労側委員からは、

・中小・地場企業の賃上げ実現に向けては、物価上昇に負けない、適切な賃金原資の確保を含めて、適正な価格転嫁に向けた取り組みをサプライチェーン全体で定着させていく必要があること

・2023春季生活闘争では、30年ぶりとなる水準の実現ができていること、また、2016年以降は中小と大手の格差が縮小しており、これを大分県内の未組織労働者に反映することが強く求められること

・連合が掲げるのは「誰もが時給1,000円」への到達である。2022連合リビングウエッジによれば、すべての都道府県で単身者が生活するには時給990円以上が必要であるとの試算結果が得られていること、また、大分県における最低限度の生活可能な賃金水準の確保が不可欠であり、その際、昨年末に簡易改定した連合リビングウエイジの1,020円を参考すべきであること

・大分県のあるべき水準の観点では第4表にこだわることなく、労働者の生計費を重視し、大分県の高卒初任給やハローワーク求人の募集時の時間給、近隣県との格差等を参考にすべきであること  
などのご意見がありました。

一方、使側委員からは、

- ・物価の上昇や春闘結果における賃金引き上げ状況及び人材確保・定着の観点から、今年度最低賃金を引き上げることの必要性は理解できること

- ・エネルギー資源や原材料価格の高騰による物価高に円安なども加わり経営環境は依然として厳しい状況が続いていること

- ・最低賃金法が罰則付きの強行法であり、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用されることを踏まえ、中小企業が起これている厳しい状況を踏まえた審議が不可欠であること

- ・最低賃金の決定にあたっては、法に基づく3要素を考慮する必要があるが、その際、中小企業のおかれている厳しい状況を踏まえ「通常の事業の賃金支払い能力」を最も重視すべきであること、また、景気や経営の実態を表した各種指標やデータに基づき、納得感のある慎重な審議を行うべきこと

などのご意見がありました。

双方、意見の隔たりが大きく、本日は結論をまとめるまでに至らなかったため、引き続き協議していきたいと思いますが、ここで、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

#### 【意見なし】

それでは、事務局に連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会を、8月3日（木）午前10時から、この会場で開催をお願いしたいと思います。

部 会 長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、稲福委員、藤野委員をお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。

確認委員

部 会 長 \_\_\_\_\_ 井田 雅貴 \_\_\_\_\_

労働者側委員 \_\_\_\_\_ 稲福 史 \_\_\_\_\_

使用者側委員 \_\_\_\_\_ 藤野 久信 \_\_\_\_\_